

## Q & A

週休 2 日促進工事に関して（最終更新日：令和 6 年 6 月 25 日）

### ○ 対象工事及び対象期間について

問 1 すべての営繕工事を週休 2 日促進工事の対象とするのか。

（答）

平成 30 年 4 月 1 日以降に入札手続を開始するものから、原則すべての営繕工事を、労務費の補正を行う「週休 2 日促進工事」の対象とすることとしています。（ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができることとしています。）

なお、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札手続を開始するものからは、従前からの取組である工期全体をならしての「通期の週休 2 日」の確保を必須としたうえで、「月単位の週休 2 日」の確保の促進に取り組むこととしています。「月単位の週休 2 日」については、原則として新築工事は発注者指定方式とし、その他の工事は受注者希望方式として発注することとしています。

問 2 受注者の責によらない事由により現場閉所（現場休息）が実施できず（代休の確保もできず）、「月単位の週休 2 日」を確保できなくなった場合は、労務費の補正額は減額されるのか。

（答）

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、「営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領」の 2. (2) 対象期間に含まないこととしています。そのうえで、対象期間において「月単位の週休 2 日」を確保した場合は労務費の補正額は減額されません。（対象期間において「月単位の週休 2 日」が確保できず「通期の週休 2 日」を確保した場合は、「通期の週休 2 日」に対応する補正係数に変更し、労務費の補正額は減額されます。）

天災（豪雨、出水、土石流、地震等）のために突発的な対応が発生した期間も、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間に該当することが考えられますので、受発注者間の協議により、これに該当すると認められる期間を決定します。

問 3 土木工事では、週休 2 日促進工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わない理由如何。

（答）

営繕工事における共通仮設費及び現場管理費は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工期に応じて算出するものとなります。週休 2 日を前提として工期を設定のうえ算出することにより、週休 2 日を考慮した費用が算出されるため、別途補正を行う必要はありません。

また、営繕工事における機械経費（賃料）についても、週休 2 日を前提としたうえで、例えば、タワークレーンは工事ごとの施工条件に即した存置日数に対する賃料を見積りによって計

上しており、また、使用時のみ現場に搬入するホイールクレーンはスポットでの稼働日分に対する賃料を物価資料の掲載単価により計上しています。このため、週休2日を考慮して、別途補正を行う必要はありません。

問4 週休2日に取り組む場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

(答)

営繕工事における現場管理費及び一般管理費等は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しています。

また、現場管理費の算定式は工期に応じて費用を算出するものとなっており、週休2日を前提とした工期を設定し、週休2日を考慮した費用を算出しています。

○ 労務費の補正について（見積単価の取扱い）

問5 見積単価は補正係数による労務費の補正の対象にならないのか。

(答)

「週休2日促進工事」において、見積単価は、週休2日を条件として収集した見積価格等を参考に設定することとしているため、補正係数を用いた労務費の補正の対象外としています。

○ 積算方法について

問6 労務費補正分を減額変更する場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。

(答)

当初請負比率を乗じることになります。

○ 工期設定について

問7 週休2日を確保するためには適正な工期設定が必要ではないか。

(答)

営繕工事においては、週休2日を前提とした工期を設定することとしています。また、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保し、適正な工期設定に努めています。

なお、新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考とすることとしています。